

山口県報

平成 27 年
7 月 7 日
(火 曜 日)

目 次

○規則	山口県工事執行規則の一部を改正する規則（技術管理課）	一
○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	二
	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定（環境政策課）	四
	生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）	四
	生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）	四
	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）	五
	土地改良区定款変更の認可（農村整備課）	五
○公告	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）	五
	土地改良区役員の届出（農村整備課）	五
	公共測量の実施（監理課）	六
	一般競争入札の実施（物品管理課）	六
○選管告示	政治団体の名称等	八
	政治団体の異動事項	八
	解散等に係る政治団体の名称等	八
	資金管理団体の名称等	八



山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十四号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則（昭和四十九年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第一項第一号中「第四十九条第一項」を「第四十九条」に、「同条第六項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかつた」を「当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかつた」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 請負者が、独占禁止法第六十二条第一項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかつたとき。

三 請負者が第一号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

第五十四条の二第二項第四号を削り、同項第五号中「独占禁止法第七十七条第一項の規定により審決の取消しの訴え」を「第一号又は第二号の抗告訴訟」に、「当該訴え」を「当該訴訟についての訴え」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十八条の二第一項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、「又は審決」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第二百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年七月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 宇部興産株式会社
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
イ七一の四一	六八・四	平成二七、 七、二八	平成二七、 七、二八	平成二七、 七、二八
		連 続	間 隔	時 間
		二 四 時 間	一 日 当 た	一 日 当 た
		変 動 な し	季 節 的 変 動 の 概 要	

備考 「七一の四一」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものをいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七二の四一イ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	七	九、六	五〇
			一六九
			三〇七
			〇・〇六
			〇・六九
			二二〇
			二二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間間隔	一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
コンクリート製		二二〇、〇〇〇	中和・沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m ³)
	処理前	処理後		
総合排水処理設備	通 常 最 大	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大
	七・五	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大
	九、六	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大
	四・三	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大
	二〇	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)	通 常 最 大
	一三	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)	通 常 最 大
	二五	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)	通 常 最 大
	二・五	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	五・八	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	一三	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	〇・二二	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	二	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	七・七	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	七〇八・一	〃		
	通 常 最 大	通 常 最 大	素 (mg/l)	通 常 最 大
	八五、三三二・九	〃		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
No. 3 排水口	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	七・五	三・五	一〇、〇〇〇
No. 2 排水口	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	七・二	六・二	五〇、二九九・九
No. 1 排水口	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	七・四	一〇・九	二八、一三〇・八
	九、六	二〇	三三、九四〇・八
		一五・九	五二、五四一
		二二	
		二五	
		二・五	
		一・一	
		四八	
		〇・〇五	
		〇・八	
		〇・二	

No.10	No. 8	No. 7	No. 6
排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	〃	八・三	〃
〃	〃	〃	〃
四・三	〃	三・一	〃
二〇	〃	〃	四・五
一三	〃	〃	七
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
五・八	〃	〃	〇・六
二三	〃	〃	三
〇・二二	〃	〇・〇六	〃
二七七、七〇八・一	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇
八五、三三三・九	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇

山口県告示第二百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の三四の一部及び四五六〇の一部

二 特定有害物質の種類

四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・三―ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名 施設名称 所在地 指定年月日

和田 拓也 STREXZEN 宇部市大字船木六六七の一〇 平成二六、五、一三

櫻井 清志 やわらぎ整骨院船木院 山口市宮野下二九九三の二一 平成二七、四、一

吉野 秋人 新山口鍼灸マツ サージ 小郡大江町三番四一〇号 〃 〃 六、一〇

山田新太郎 自然堂 山陽小野田市柿ノ木坂三丁目 平成二六、一一、七

山口県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地 名称 事業の種類 廃止年月日

足立 和貴 山口市小郡黄 〇―ズデンタ 山口市小郡緑 居宅療 平成二七、四、三〇

金町六番二一 号 ルクリニツク 町五番一四号 養管理 指導

介護予防事業者 氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地 名称 事業の種類 廃止年月日

足立 和貴
 山口市小郡黄
 金町六番三一
 ルーズデンタ
 ルクリニツク
 山口市小郡緑
 町五番一四号
 介護予
 防居室
 療養管
 理指導
 平成二七、
 四、三〇

山口県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社リエ ール	岩国市川西四 丁目一番二九 号	訪問介護事業 所ウエルライ フガーデン周 南	訪問介 護	平成二五、 九、一

山口県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社リエ ール	岩国市川西四 丁目一番二九 号	訪問介護事業 所ウエルライ フガーデン周 南	介護予 防訪問 介護	平成二五、 九、一
有限会社セツ シヨン	山口市中央二 丁目六番二七 号	有限会社セツ シヨン福祉機 器事業部	介護予 防福祉 用具貸 与	平成二六、 一、〇

山口県告示第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地
 改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称 認可年月日
 千田郷土地改良区 平成二七、六、二五



(一九九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成
 二十七年二月十七日山口県公告（四九）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府
 市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月七日から同年八月七日までの間、山口県商工労働部商
 政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグストアモリ防府桑南店
 所在地 防府市桑南一丁目六五六の五
- 二 意見の概要
 交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求め
 る。

(二〇〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地
 改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
千田郷土地改良区	理事	三輪 頼伸	周南市大字安田一二八七
〃	〃	森田 吉之	光市岩狩三丁目五番二一三号
〃	〃	西村 喜市	周南市大字安田六三一
〃	〃	守田 勝彦	光市大字小周防二七六八の二
〃	〃	守田 俊行	周南市大字安田九九八
〃	監事	吉富 靖教	〃 〃 六七三の八
〃	〃	重田 則正	光市大字小周防二六三九
〃	〃	林 憲雄	〃 〃 二五八九

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
千田郷土地改良区	理事	三輪 頼伸	周南市大字安田一二八七
〃	〃	森田 吉之	光市岩狩三丁目五番二一三号
〃	〃	守田 由正	〃 〃 大字小周防二六三一
〃	〃	守田 勝彦	〃 〃 二七六八の二
〃	〃	西岡 茂樹	〃 〃 二六九八の二
〃	〃	山門 豊	〃 〃 二六一四
〃	〃	有馬 民夫	周南市大字安田一七七七
〃	〃	末松 武	〃 〃 六三五の一
〃	〃	西村 喜市	〃 〃 六三一
〃	〃	門谷 秀夫	〃 〃 七二三の四
〃	〃	新谷 逸男	光市大字小周防九四一の二
〃	〃	岩崎 克己	周南市大字安田九六五の二
〃	監事	吉富 靖教	〃 〃 六七三の八
〃	〃	小坂 清秋	〃 〃 九六四
〃	〃	重田 則正	光市大字小周防二六三九
〃	〃	藤尾 幸伸	〃 〃 二七一〇

(二〇一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
平成二十七年六月八日から平成二十八年二月十日まで

(二〇二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
 - (一) 物品等の名称及び数量
 - (二) 県立学校コンピュータ教室用機器 一式
 - (三) 物品等の特質等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - 二 納入期限
平成二十七年十二月二十五日
 - 三 納入場所
山口県立柳井高等学校ほか十九箇所
 - 四 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

いずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十七年八月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年八月十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十七年八月十八日午前十一時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十七年八月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。七。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools

(3) Delivery period: December 25, 2015

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Yanai High School and 19 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-

933-3960)
 (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M. August 17, 2015 (If brought in person : 11:00 A.M. August 18, 2015)



山口県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年月日)
伊藤みのる後援会	光永 武	島中都志枝	山陽小野田市大字厚狭120の2		平成27、5、26
杉山武志後援会	石田 宏	杉山 武志	美祿市秋芳町秋吉5332の2		〃 〃 /5

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
		新	旧	
民主党山口県第2区総支部	事務所	光市島田4丁目/春30号	岩国市川下町4丁目4番11号	平成27、5、7
木村健一朗後援会	〃	周南市周陽4丁目/4番8号	周南市周陽2丁目2番20号	〃 〃 /12

友誠会 会計責任者 阿部 正博 阿部 善行 〃 〃 26

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県周南市第四支部	友友 敏	内山 孔二	周南市東山町12番40号	平成27、4、29
末永昇後援会	末永 昇	中村 一美	下関市上田中町4丁目6番12号	〃 2、28
松永卓後援会	松永 卓	村田 克教	山口市旭通り2丁目9番19号	〃 4、30
松永卓同志会	松永 卓	〃	〃	〃 〃 〃
山根善夫後援会	橋本 久男	山根 善夫	熊毛郡上関町大字祝鳥110	〃 3、2

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			備出(年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
末永 昇	下関市議会議員	末永昇後援会	下関市上田中町4丁目6番12号	末永 昇	平成27、5、19

松永卓	山口県議会	松永卓同志会	山口市旭通り2丁目9番/9号	松永卓	〃	〃	/5
-----	-------	--------	----------------	-----	---	---	----

平成二十七年七月七日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事